

子部戒録

徳川侯兼
江戸幕府
御用
御用
御用

二

特別
14
1919
48



○政友親法(九月一日) 左邊傳言其ふまはひりき 雲葉
 作ともさあふき大の二玉千道の難んけりか左をよ掛りし
 ちりゆふ花々あの花さきまドコココとうとうさあわけし知
 ひはちし来たとも聞けばふんは道あ也先は佛骨を
 けのま中のみあの方をわらお務者若くはサヤ公
 の公使さむ子肉施せしと徳し 海行くおめえ
 リヤあうこみわ体中のふあきまあうししあめ内美
 術者我の道中をえせはん名匠の傑心まるとま
 事あらんせむもを言らむめ和修を及こもく徳し
 スコし氣の利いれものを言わばあうま木像をん
 霞天ふまきく海を行こうま言其く振いけりうら

七

お仕方のよい

○犬吉木中 の御その入とらん心なき見つる氣を
驚じおれを二匹氣字と鉄を新よふとを
しち木中を流砂と回つたを氣なるのやを
丸くしとくきとを 術を知らせしし以て氣に
る初りておれをいふとまき子重直つと後
しとくくみれ流砂あまの氣なるをいふ
るけん流砂あまの勤まらぬい若しとん
書を肩押りうする 持せよとあつてを流砂
也と今もち信らるるを流砂と氣なるを
くしと流砂あまの作らるるをいふおれ
氣なるを鉄とあまの作らるるをいふ

知る

○木中

とあるを流砂と流しとをいふ
しとくくみれ流砂あまの勤まらぬい若しとん
書を肩押りうする 持せよとあつてを流砂
也と今もち信らるるを流砂と氣なるを
くしと流砂あまの作らるるをいふおれ
氣なるを鉄とあまの作らるるをいふ

○木中

又同じ此の流砂の持せよとをいふ

とあり田舎を於き言りの際多平庵を尋ねて
御座りし由りなり伊勢も此の次第をいそぐ様
おち田舎をおかして大子をおむし大いよびりけ
けなると

○も届少煩る。 海は田舎我るんといふ車中
伊勢のちあつた傳りて中中の如くあつたの
ひあつたつていふ事なす存するをいそぐは
大深うおと願ふとて相違いなきしはつた大
難を思つていふ山おのをを就していふ事な
いふ現物を辞していふは勿論を解る事な
こゝろをいふといふ事なす存するをいそぐ

○自由の堂 又十景の餘りなき事なきの存する事なり

堂ゆゑは流の傳りていふ事なす存するをいそぐ
さても事なす存するをいそぐ事なす存するをいそぐ
運おろすはむをいそぐ事なす存するをいそぐ
とつたつていふ事なす存するをいそぐ
を鎮撫する事なす存するをいそぐ事なす存するをいそぐ
おちる事なす存するをいそぐ事なす存するをいそぐ

○大隈伝 曰く伊勢も此の次第をいそぐ様
おちる事なす存するをいそぐ事なす存するをいそぐ
さても事なす存するをいそぐ事なす存するをいそぐ
運おろすはむをいそぐ事なす存するをいそぐ
とつたつていふ事なす存するをいそぐ
を鎮撫する事なす存するをいそぐ事なす存するをいそぐ
おちる事なす存するをいそぐ事なす存するをいそぐ

の権も我々の領する所存する支那の道に在るん
と在る中にもいふ所の事も生れ出たの土土の歎心
たるものがあるから

○木中 又曰く特殊の物化法を言ふるのも彼
れを物化せしむる一策である即ち支那人を中国に
主きにして我々の物化せしめて、我法律に彼人の
生活財産のありを確保する事とこれらも、い
くせば支那人を我々の主とせしめ我法に我法
に主する事と、此の二策と也

○財政調査書(九月百) 此の調査書を大隈任
卿より我々の主とせしめ我法に我法に主する事
と、此の二策と也

うら及ぬやねいりるを流すもあえ木中を流
働のさむもせふ傷らむと、此の二策と也
す、此の二策と也、此の二策と也、此の二策と也
此の二策と也、此の二策と也、此の二策と也
又この二策と也、此の二策と也、此の二策と也
さるは何れも老いと見えいたるも、此の二策と也
また、此の二策と也、此の二策と也、此の二策と也
の仕方と、此の二策と也、此の二策と也、此の二策と也
また、此の二策と也、此の二策と也、此の二策と也
さるも、此の二策と也、此の二策と也、此の二策と也
さるも、此の二策と也、此の二策と也、此の二策と也

新潟に於ける新聞紙の歴史

(附、本社創立の由来)

新潟に於ける新聞紙の紀原に就ては兎角不分明の廉多けれども其の

創刊者

坪井其策氏たることだけは明瞭なり、坪井氏といへるは坪井其策と号する醫師の子息にて、少年ながら學術も秀で且つ詩文の才にも長たりしより、明治二年橋田權令(英世)保護の下に設立せられし明光館といへる學校へ田中卯太郎氏(後直達と改稱、現官崎縣書記官)と共に召出されて句讀師を授けられたることあり、是れ抑も坪井氏が時を得るの始めにして其後時務を當路に建白したるとなきあり退々に用ゐられ、明治三年に至り遂に官の保護を受けて

新潟活版所

を起し、縣廳の布告布達などを印刷することとなりしが、後布告類印刷の傍ら更に新

開紙を發行するととなりぬ、題號を

『北。湊。新聞』

といひ其第一號を發刊したるは實に明治五年二月なりし、一説には北湊新聞以前にも何と云へる新聞の發行せられたることありとも云へるに極めて不確實なる傳説なり、此北湊新聞こそ新潟に於ける新聞の嚆矢と見て差支へなかるべし、其體裁は半紙十枚(表紙共)を綴り合せて冊となし、毎月一回の發行と定め西堀通七番町本覺寺境内に發行所を置きて、粗末なる三號活字

木製活字

を備へ怪しげなる手抄器械にてゴツゴツと刷り立てたるものなりといふ、尤も前記「新潟活版所」創立の當時、倉持東海といへる醫師來りて鉛版活字の製法を教へしより種々苦心して其製造を試みられたるに遂に十分なる成功を見る能はざりしといへり

北湊新聞は、新聞といふもの僅かに毎月一回の發行なれば其質は今の雜誌にして初號以來、凡そ二十號計りも續きたるべき

か、明治六年の冬に至りて廢刊し、之と同時に

『新潟隔日新聞』

といへるを同く坪井氏の手にて發行することとなり、即ち明治六年十二月四日を以て其第一號を發行し、翌年春に至りて更に之を日刊と改め

『新潟毎日新聞』

と改題せり、これを新潟に於ける最初の日刊新聞にぞある、其體裁は半紙一枚の片面に於て此時には最早鉛版活字も到着したるやうなれども其字數尙は甚だ少なかりしと見へ、鉛版の活字は有りふれたる文字のみならず少しく小六ヶしき文字は總て木製活字を用ゐ、結局鉛版と木製の両活字を混用して茲に始めて一葉の新聞紙を組み立てたるものゝ如し、されども其活字の恰好は今日の五號活字と同様なれば、之を北湊新聞時代の不様なる大活字を並べたるものに比すれば大體の體裁に於て進歩したるものなるは言ふまでもなし

月刊の北湊新聞よりして隔日新聞となり更に日刊新聞となりしは世の文化に伴へる自然の進歩として見るべきかなれども、其の外に日刊新聞發行の一原因として見るべきは、橋本縣令(正隆)の時代に布告布達の體裁を改良して

『縣。治。報。知』

を發行することとなりて、印刷萬端を繼て荒川太二氏に命ぜられたり、夫が爲に今日まで殆んど活版事業の專賣たりし新潟活版所は自然荒川の爲に其仕事を奪はるゝ姿となりしより遂に其反動として日刊新聞を創むるに至りしなり、此頃迄其發行所は前記本覺寺境内に在りしが後に至りて西大畑通りの今の料理店島清館の家に移り、其樓上を編輯室樓下を印刷工場に宛てたりしといへり、然るに新潟毎日新聞も僅か半年計りにして廢刊することとなり、爾來明治十年四月我新潟新聞を發行するまでは新潟には一の新報紙なかりしなり

坪井氏の新潟隔日新聞(及毎日新聞)が荒川に對する反動より發行せられたるが如く、我新潟新聞も同く荒川氏に促されて起り

隆。文。社

といへる活版所を上大川前通り七番町の新堀側に興したるは明治八年の交なりし、隆文社の目的とする所は全く荒川活版所と競争するに在りしかば、在來のものよりも一層整備したるものならざる可らずとのことより、活字器械の如きは言ふまでもなく悉く新式のものをを用ゐ、當時横濱なる佛國天主會堂に唯一臺あるのみにて東京にすら

未だ見るを得ざりし石版器械をさへ買ひ調へ、職工の如きも此地にては求め得られざりしより悉皆東京より備ひ入れ兎に角一ト

通り活版所の體面を備へたり此く準備調ひて活版印刷の事業を始めたるものゝ世は尙は未開の時代なれば印刷物

とて單に引札位のものにて印刷物請負専門にては到底營業として成立すべくもあらず、勿論初めより損失は覺悟する所なれども、さればとせめて職工を遊ばさぬ工夫は廻らしたるものなりとて茲に新聞發行の内相談始まりたり

此かる折しも永山縣令(盛輝)新に來任し、予が前任地たる筑摩は縣こそ小なれども新潟よりは大に開化し居れり其証據には新潟は此ほどの大縣なるも未だ一の新報紙も發行せられざるにあらざるを語りたることあり、大倉市十郎氏は之を聞き永山縣令に向ひ「成程御尤もなる御説なれば私共に於て是より新聞發行致すべきなれども、今日の場合官の保護なくては到底成立し難し其邊の御都合如何にや」と問ひ、永山氏は

保護の事は新聞の発行を見たる上にて何と
か相談すべしと答へけるより、大倉氏もさ
らばとて直ちに之を鈴木長藏氏に協議に及
びたるに鈴木氏も既に其意見にて内々相談
ありしはと云はれば一も二もなく之れに同意
し、尙ほ本間新作氏等をも誘ひ合して茲に
始めて我が

『新潟新聞』

発行の計畫を見るに至りたり、先是『縣治
報知』の發行に際し、荒川氏は東京日々新
聞創立者の一人たる條野傳平氏に活字器械
の買入れ其他の周旋を依頼し條野氏は自ら
新潟に來りて萬事を指揮したりし等の緣故
に依り、東京日々新聞三百枚の賣捌方を引
受けたるを始めとし後には報知新聞百枚
新聞百枚を加へて都合五百枚を縣下の區戶
長又は學校等に配布の事を荒川に於て引受
け居たり、併し之を荒川が配布するといふ
は單に名義のみにて實は縣廳に於て萬事の
世話をなし居たるものなれどもソレにも拘
らず兎角新聞不捌勝にて困り居たるやうの

次第なれば、今新に新潟新聞を發行するも
購讀者を得んことは中々容易の業にあらざ
るべしとて縣廳の保護を仰ぎ區戶長等を
定式購讀者
とするの許可を得たし、且つ既に永山縣令
の談話の趣もあることなればとて即ち新聞
發行に先ち明治九年八月十日を以て左の願
書を差出したたり

新潟新聞發行願

我新潟ハ五港ノ一ニ位シ小都府ノ稱ヲ冒
セル一大縣下ニシテ一ノ新聞紙ナキハ吾
人ノ憾トスル所ナリ況ヤ全縣數百方里ノ
地百萬ニ超ルノ人民ヲ以テテスルチヤ論者
或ハ國ノ光榮ヲ欠キ人智ノ進歩ニ意ナキ
モノトスルアリ私共竊ニ自ラ授ラス全縣
ノ異事奇聞ヲ集蒐シ新潟新聞ヲ發行セシ
ト欲スルニ意アリ然リ而シテ官ノ保庇ヲ
得テ奮發從事スルアラントス其官ノ保庇
ヲ得ントスルハ他ナシ惟印刷成ルノ後
内村吏學校等へ頒布セシメテ許可アラシ
ト欲スルニ在ルナリ是レ敢テ他ヲ壓シテ
私利ヲ逞セントスルニアラス北限陋僻ノ
國昔日ニ在テハ數十諸侯ノ封地トナリ封
人相自他視テ相謀ラサル吳ト越トノ如

當初の新潟新聞

は西洋紙面指り一枚二頁にして一頁を三
段に分ち一段は二十三字詰六十三行にして
一枚の定價一錢五厘なりし、當初の新聞を
採りて今日の本紙に較べ見れば僅かに六分の
一にも足らぬほどの狭き紙幅なれども之を
其兩三年前に發行したりし『新潟毎日新
聞』に比すれば他は其他の進歩の程度寧ろ
驚くべきものあり、但し交通不便の當時と
て時々用紙品切れとなり唐紙を代用せしこ
ともありといふ、さて又

創刊當時の記者

は如何なる人々なりしやといふに、編輯長
は齋木貴彦氏(日新真事誌記者)にして雜報
一切を撰當し、今の鍵三銀行支配人藤田九
二氏社説(初めは社説なかりしも)及び投書
を撰當し、探訪員には若月金太郎(東京人)
長谷川萬壽彌(新發田在住辯護士)の両氏在
り、又發行所も此時『隆文社』を改めて

新潟新聞社

と改稱したり當初の位置は依然上大川前通
り七番町なりしも後本町通八番町に移轉し
たり尤も本社は單に發行所となし置きて編

一新同軌ノ今日宜ク全縣ノ區戶長勸業
掛及ヒ小學校教師ヲテ實地ノ利害ニ注
意セシメ同心協力新潟新聞欄内ヲ百事討
究講ノ地トシ津貼切磋商ヲ得ハ成材
殖産民治ノ方ニ於テ後來必ス多少ノ成果
ヲ結リ一縣ノ人民ヲシテ相愛シ相勸メ
自ラ利シ人ヲ利スルノ真心ヲ銳利ナラシ
メ百萬ノ兄弟明治同治ノ政譯ニ浴スルチ
得ルアラシメ教化ノ萬一ニ裨補アラシ
テ希望スルニアルナリ其新聞誌面ノ如キ
ハ允哉ノ日ヲ以テ詳悉且陳可仕候也
第壹大區小三區新潟本町通九番町
明治九年八月十日 大江 萬里
同大區小同區新潟上大川前通九
同大區小二區新潟本町通八番町
同大區小二區新潟本町通八番町
堀 治 作
第貳拾四大區小三區小川新田
金 井 公 平
第壹大區小二區新潟本町通八番町寄留
白 勢 彦 次 郎
第貳拾壹大區小四區龜田町
大 倉 市 十 郎
第廿六區小四區下新村
本 間 新 作
新潟縣令永山盛輝殿
前書之通奉願候ニ付與印仕候也
大區長 石 附 五 作

現在の本社

の在る所なり、先是十四年一月に新潟區長
の請求に依り新聞紙縣下郵送の景況を具狀
したることあり、以て當時文化の程度をも
測知すべく中々に趣味あるものなれば茲に
拔録せん

新聞紙縣下各郡區へ郵送實際景況
新潟區ハ北越大馬頭人民稠密ノ地ナレハ
ニヤ日ニ月ニ看客増加シ現今戶數拾七戸
ニ付新紙壹葉ニ當ル隨テ市人退々品行端

副大區長 宮崎 七郎
戶長 板津 與平

此署名人中金井公平氏は單に名義のみにて
實際は關係せず又書面には名義を出さざる
も事實上加入し居りしは奥村伊榮門、村部
清徳の両氏なりし由、尙當時は日々凡そ六
百部位宛の新聞を賣捌くを得ば立派に經濟
維持せらるべしとの見込にして、而して縣
下には現に二百二十九小區ありしゆ各區
へ一部宛賣るを得ば社の經濟上非常に好都合
なるべしとの考へよりさては前記の如き
願書を出したるものと知らる、既にして
縣廳よりは同月三十一日附を以て左の指令
あり

出版ノ上有益ト見認メ候ヘハ其節可及詮
議候條條例ニ基キ允可ノ上印刷候義不苦
候事

此くて記者の招聘其他諸般の準備をなし翌
十年三月十二日附を以て大久保内務卿宛に
「新聞紙發兌の願」を出し又同二十日縣廳へ
同様の願書を出し何れも允可あり、乃ち凡
ての手續を了して第一號を發刊したるは實
に明治十年四月七日にして今を距ること正
に二十四年前の昔しなり

正ニ赴ク象アリ、中蒲原郡ハ是ニ亞ク百廿五分ノ一新紙上ニ寄レハ人民漸次競争心ヲ帶フ、南蒲原郡百廿六分ノ一、古志百四十分の一寄書投書等陸續郵送アルハ人民少ク開ケタリト考フ、北蒲原郡百五十二分ノ一、中頸城郡百六十分ノ一人氣少ク活潑ノ萌アルト云ハ、北魚沼郡百七拾三分ノ一山間ニシテハ開ケタリト云ハ、西蒲原郡百八十四分ノ一、三島郡百八十七分ノ一、南魚沼百九十一分ノ一、刈羽百〇七分ノ一余程進歩ノ萌アリ、南頸城百十三分ノ一、岩船百二十一分ノ一此郡ハ人民頑固舊習ヲ不脱象ニ見ユ、中魚沼百五十九分ノ一、佐

州加茂郡二百七十六分ノ一三郡中ニ開ケタリト考フ、西頸城三百二十八分ノ一、佐州雜々三百四十七分ノ一、同加茂四百十六分ノ一、其他東京及各國へ郵送共日々貳千四百余枚漸々増加ス
十四年一月廿二日 新潟新聞社
新潟區長白石正利殿
最初は六百部の發兌にて經濟維持せらるべしとの計畫なりしに四年の後は二千四百餘枚に上りたりとは其進歩の著しきを見るべし、尙これと同様の書面は同年三月にも出したること記録に残りされば其後も時

懷舊漫筆

市島 謙吉

新潟新聞が来る十二日を以て七十號に達するにつき、坂口越智の両兄より十數日前何か書いて送くれと云ふ書狀が到着した、書狀のはしがきに君は新潟新聞に特別の關係があるから特別に何か長いものを書け簡單なる祝詞などでは承知せぬと書いてある、なる程余と新潟新聞とは特別に深い關係がある歴代の主筆は概ね余が先進の友人で、余より紹介した主筆も志賀君石井君越智君と三人迄ある、舊社長現社長も無二の友人で、余の主筆たりし間は五ヶ年の長きに洗り、幾萬の讀者も多しは余の知人であるから、特別の關係あるには相違ないが、特別の關係があるから特別の者を書けと云ふ命令は閉口である、いろく考へて居る内石井君が來られて催促せらる、何を書たらよからうと相談すると、余の主筆たりし時代の經歷を書いたらよからうと云ふ事で

々差出したる者なるやも知れず、さて本社創立以來の社主
としては大倉市十郎、鈴木長藏、本間新作、島山嘉三等の諸氏を経て明治二十四年八月株主組織を改め現社主坂口仁一郎一人の私とせり、又
創立以來の主筆
は齋木貴彦、藤田九二、大沼資秀、尾崎行雄、津田興二、箕浦勝人、吉田喜六、市島謙吉、小崎憲、志賀重昂、石井勇の諸氏を経て現主筆越智修吉に至りたるなり
さて又我新潟新聞の後に起りたる

各新聞

の興廢を略記せんに、明治十八年六月我社中に於て新潟新聞の外に別に「新潟繪入新聞」と稱する毎夕新聞を發刊したる事ありしが二十年十二月に至りて廢刊し、又た此頃「新潟日々新聞」と稱する新聞紙發行せられたりしも數年の後廢刊し、繪入新聞及び日々新聞の事は別欄市島氏の懷舊漫筆に詳し、同時に「有明新聞」と稱する自由主義の新聞發行せられたるが僅かに二年計りに

ある、當時の事歴は皆な忘れて仕舞ったといつた處が石井君は記憶にある次第でよろしく云ふてなかく逃がさないから已を得ず題はこれと定めたが、最早時日切迫して十二日迄には中三日さへない、進書けなないがドウ仕様と相談した處が、石井君等は速記者を遣すと云ふ事になり、今日貴君(速記者を指す)を煩すに至りました
余の新潟新聞社の聘を受けたるは明治十九年四月の中頃と臆致します亡友吉田喜六君が當時の主筆であつたが、洋行を企てたので急に後任を定むる必要が起つた、此時分余は東京専門學校の講師を勤めて居たが、一日大隈伯より呼びに來た、行つて見ると新潟へ行く氣はないかとの勧めである、其日は兎角の挨拶もせず歸へつたが、翌日尾崎行雄君より勧誘、書狀が來た、彼はすなわち内高田君も來て勧誘する、余は頗る去就に惑ふた、其譯は専門學校の講師となつて未定稿の整理を遺族より托されて居つたか

ら、悠い郷里に歸つて新聞など書き耻を極くより留まつて學問でも仕様と考へたのである、然るに四方よりの懇願が切であるから終に行くことに決意し、五月廿日を以て京地を發することになつた、一年前に高田新聞社で頗る筆硯の罪を贖し、吾れのみか數名の社員まで繫獄の不幸に陥れた敗將を忌みもせず迎へたる新潟新聞社の寛容には唯だ驚くの外はない、當時の新潟新聞社長は鈴木長藏氏であつた
當時の新潟新聞には小崎憲大桃相資(今の東北日報社員)なんぞ云へる老腕の健筆が幾人も備はつて居り大新聞(新潟新聞を云ふ)の外に「繪入新潟新聞」と云ふ小新聞も發刊して居つたから編輯員はなかく多く、書工も彫刻師も皆な社内には備はつて居つた、ソコで新潟新聞の向ふを張る競争者は何んであると云ふに、唯だ「新潟日々新聞」のみであつた、「自由新報」は當時未だ産れて居らなかつた様に記憶する、又東北日報は余が就任以後一年半計りもあつたに起つた新聞で初めは「有明新聞」と標題し後に

して同新聞は國權派の人々の手に歸し二十一年九月「東北日報」と改題せり今の日報是なり、次で二十四年十一月に至り曩に有明新聞改題の際分離せし人々に依りて、今の「自由新報」創刊せられたり、超て三十年六月「日曜新聞」の發刊あり、本年六月第二の「新潟日々新聞」發行せられたるは普く人の記憶する所なり

△附記、明治初年の新潟に於ける新聞紙の歴史は別に材料の徵すべきものなく單に鈴木長藏君、大倉市十郎君等に就て其記憶に問ひ覺束なくも本篇を成すことを得たる次第なれば多少の誤謬は或は免かるゝ能ざらんも大体に於ては誤りなきを信するものなり

現名の如くに改めたのである

「新潟日々新聞」は營業上の當の敵であつたが、其主義はと云へば、純乎たる改進黨で、徹頭徹尾同主義である、其の主義と云へば改進黨員の故佐瀬精一氏である、佐瀬氏は余が高田新聞社にありし頃より熱交で、公私の事とも互ひに打解けて相談し合へりし親友であるが、今は營業上之れを敵として戦はねばならぬことになつた、これには随分困つた、殊に新潟へ来た當座は頗る困つた、何せと云ふに新潟新聞社員なりし小崎氏や大桃氏には全く生面の交際で、敵の新聞の主義とは却つて年來の熱交と云ふ間柄であるから全く關係が頓倒して居る、併し私交は私交であるから佐瀬氏も相談して戦を開く事になつた、此の戦は長い事であつたが、佐瀬氏と余とは性質が大分違つて居るので、其「競争場」に立つたのヤリ口も全く異なつて居つた、佐瀬氏は拮据するから廣く官人に交り甘く縣廳を手に入れて居つたが、余は役人と交はるの性が餘り好きでない上に、佐瀬氏は

見よがしに頼りにやるから余は益々疎遠になり、専ら田舎稼ぎに力を入れて多くの人に接するを勉めた、自治制度が發布されてからは、諸方に研究会や講義會が起つて益々出かけることが頻りにナつたが、其事情は後に委しく述べて居つた、併し主義上には斯んなに違つて居つた、併し主義上には於ては常に何事も相談を経やつたから、語を來すことはなかつたが、爰に大體生じたのは後藤伯北遊の時である、當時京地の友人は大同團結を利用して政治上に一面を開かんことを期し、亡友岡山兼吉田兼六など云へる面々より切に伯を歓迎すべし、場合によりは同志を率ひて到り投せよとまで言ひ越せしが余は思ふ仔細ありて之れに應ぜず反つて後日臍を噛むの悔あらんを慮り熱心同志の急驟を制したり、が佐瀬氏は余の態度と全く反對に出て、伯の新潟に着するや新聞社員を初め職工迄も囂り集めて盛んに歓迎し懇親會にも出席し

て歓迎の演説をなした、これや兩人が政治上に於て姿勢と筆舌を異にせし始まりで又終りである、今日より思へば佐瀬氏と余との間に斯る意見の相違あるべきにあらず、競争も熱しては随分常徑を踏み外すこと珍らしからずこれ即ち其の一例として見るべし、斯くて四五五年の間隔を削りしが遂に全勝は新潟新聞に歸した、これ勿論余の力佐瀬氏に勝たるにあらず、吾社の富むで彼社の貧なりしこと勝敗を決する一大原因たりし也、「新潟日々新聞」廢刊に臨み矢野文雄氏兩者間に周旋し合併を企圖せしことありしも種々の事情あつて遂に成らなかつた、而して當年の好敵手佐瀬氏は亡びて幕木將に掛せんとす、往時を追懐すれば誠に感慨堪へない。(未完)

爲に常に改善の方便に進みしは全く敵手の賜であるといつてもよろしい、今にして思へば二十年四月の改革の如きは全く敵手に促されたものと思はる、此の改革は新潟新聞の歴史上一紀元ともいふべき程のもので當時一部の株主がもししたる改革案の寫は全部余の筆底に今尚保存してある、當時の新潟新聞の有様を見るには屈竟の材料であるけれども天機を漏すの虞れあるゆゑ、全文は出し兼ねるが、改革の要點は掲げてお差支ない、即ち要點が八つある曰く(一)日新社(新潟日々新聞)と競争の法宜しきを得ず曰く(二)主筆記者の更迭餘りに頻繁なり曰く(三)主筆記者の権力輕きに失す曰く(四)主筆と株主役員間の離隔曰く(五)本社と輸入新聞社との關係分明ならず曰く(六)事務の取扱振役所風を帯ふ曰く(七)社中の情實の關係多し曰く(八)冗費多くして事務滯滞すと、大略こんなもので、細かに説明しなさいとわからないが、兎に角新潟新聞の宿弊は此の内に網羅してあると見てよろし、個様にいふと當時の新潟新聞を惡しきまにいふ様であるが、決してソウではな

十年以上も無事に續いた新聞には此位の弊のあるのが寧ろ當然であるといふはなげなからぬ、ソコで改革沙汰の起るも又自然の勢で、何も不思議はないが、弊はわかつて居つてもなかく果斷の改革と云ふものは出來ないもので、大抵は改革といふものは名のみで終る事が多いのだ、然るに幸にして此の改革が果斷に迅速に圓滑に決行されたのは新潟新聞社の爲めに賀すべきの一事である、ナンアも改革相談が始まつた頃は余は暇を得て北蒲原の出湯に居つたと記憶するが、二日はかり経つと飛脚が來た、其の齎らした手紙を見ると改革は一決した、速かに歸へれと云ふ事である、余は實に其の神速なるに驚いた、後にて聞けば一部の株主は改革案若し行はれれば、全体の株式を譲り受くる意氣であつたと云ふ事である、當時余の任期も満了に近づいて居つたが、改革以後は余に全權を委ねると云ふ事であるから、余も辞しかねて遂にそのまゝ留任する事になつて扱つて此改革の結果鈴木社長は辞されて本間新作氏代はり、編輯局

にも多くの更迭ありて重なる記者の遺つたのは小崎懋氏一人であつた、紙面の体裁も丸で此時から一變した、ソコで此の改革に與つて大に力ありし人々の内現存の人はこれに挙げずとも自ら知れる時あらんが、特記を要するは本間新作氏の後を承けて社長となりし鳥山嘉三氏である、氏の故人となりたるは誠に痛惜の至である、これより後世の中は追々騒々しくなつて來た、即ち二十年の末には井上伯の條約改正騒ぎあり翌二十一年四月には自治制度の發布あり、大隈伯の條約改正騒ぎも踵で起り、縣下に於ては殖産協會の起るに踵で同好會の興起するあり、山口權三郎氏縣會議長を辭して縣會の勢一變し、議場に腕力沙汰を見るあり、市町村制の研究會憲法の講義會など呼べる團體の十數個所に起るあり、新潟の一方面を顧みれば「有明新聞」の新潟に起りて吾社と對壘するあり、而して終に廿三年を期して國會を召集するの詔勅出で、縣會の選舉も國會の選舉も激甚を致し、政黨の争ひは幾んど極點に達し、容

易ならぬ時勢が来たのである、併し如此き面白き時勢は恐らくまた来まいと思はれる。上陳の如き急轉直下の時勢に處して「新報新聞」は如何せしやと云ふに、吾れは遠慮なく新聞以上の職分を盡したと云ふを憚らない、新報新聞は唯だに紙上に於て時勢を鼓吹し説明したのみではない、營業以外に資を散し、營業以外に足を勞し、營業以外に舌を爛らし、凡そ力のあらん限りを盡したと云ふも決して誣言ではない。何を以て之れを云ふと云ふれば、試みに言はん、井上の改正條約曲なりと罵れば新報新聞はあらゆる社員を派して諸方に演説せしめたり、大隈の改正條約援くべしとするや、又あらゆる手数を盡して之れを回護したり、之れが爲めに人を東京へ馳せたり、又之れが爲めに人を東京より招きたり、自治制度の發布あるや、社員の方の需めに應じて講義若くは演説に巡廻したるもの前後其の幾百回なるを知らず、殖産協会の經營や、同好會の募集や、其の衝に當りし

ものは果して誰れとする、新報新聞の株主にあらざれば其社員にあらざるなし、殖産協會より日本石油會社起りて今日の盛をなし、同好會起りて縣下吾黨の勢力北陸に冠たるもの、皆新報新聞が心血を盡きし結果にして、居然机に憑り筆を紙りたる結果のみ思ふ可らず、是れ余が新報新聞を新聞以上の職分を盡したりと爲す所以である。當時の有様を回想するに、余の如きはけふは某所の演説會、あすは某村の講義會と、東西の奔走に是れ日も足らず、爲めに社内にあるの日は極めて少なかつたが、余の留主中他の社員を派遣せしことも随々であつた、これが爲めに編輯局は無人を告げ、或は發兌の刻を失したることもある、要するに當時の状態を概言すれば全く營業を度外に置き、一會社を公共事業の犠牲に供したと云ふてよろしい。

余の社を明けた丈でも大なる損害と云はざるを得ず、況んや選舉運動や遊説や荷くも公共の事業とあれば、新報新聞其策源地となり、又其兵站部たりしに於てをや、新報新聞社、株主たりし人々に公共的大思想あるにあらざるは焉んぞ能く之れを爲すを得んや。併し熟々考ふれば、新報新聞社が時勢に對して個ばかりの奮闘をなしたるは主として廿年四月の改革の結果と云はざるを得ずと思ふ。此の改革は少なくとも新聞事業を單に營利的事業にせず、寧ろ義侠的事業と解釋し、又其の解釋を事實に行はしめたるは確かにありと思はる、彼の新聞を以て單に筆の事業とし其の國外に脱する行動を別事として難する如き議論は發達したる文明國に於て云ふべき議論である、政治界の八百屋を以て目せし當時の地方新聞の如きは、自ら之れを分とし寧ろ圍籠を脱するも社會に貢獻する處大且つ多きを以て其務を盡したるものと爲さざるを得ない、余の既往に於て新報新聞に快とせし處もここに在り、

余の坂口社長に服する所も又ここに在るのである。今や新報新聞七千號を重ねるの祝節に際し聊か往事を叙し坂口越智兩兄の案下に呈し謹んで「新報新聞」の萬歳を祈る (未完)

○石のれ少ゆめきよるのれとこも支那すまの紀念として作らぬよ

○北京宮城内に於る各國兵の分列式

八月二十九日於北京 第二特派員 馬山生

大日本天皇陛下の明治三十三年八月二十八日、清國の首都北京の宮城内に於て世界各國兵の分列式あり會するもの露英米獨佛埃伊及び我が日本の八ヶ國、人種として東西二人種を聚め國民として支那印度を加へて十ヶ國を兼ね之に連るもの無慮五千有餘

○露の提議日本の反對

思ふに如此の壯觀の蓋し前古に於ても絶えてなき所なるを以て其詳細を報告せし抑も各國聯合軍の既に北京に入り其公使館を救援保護する當初の

目的茲に全く終りしと以て此際其宮城内に各國聯合軍の分列式を行ひ以て其終尾を壯にせべしとの議に露國に依て提起され又各國の贊成あり我軍隊にも交渉し來りしが獨り我帝國ハ此の如きの極めて兒戲に類すると思ひ又故をくして一兵をも他國內に動かすの無理なるを想ひ殊に之を宮城内に於て行ふの他國を凌辱して全く國交を壞るの行爲たるを主張して之に加はるるを欲せざりしが各國の切なる勸誘ありて情誼上遂に之に加贊せるととなり即ち各

國と同じく各聯隊を代表せしむる爲歩兵各中隊より二十人宛を集めて(四十一聯隊の第九中隊單獨之に當れり)歩兵一ヶ大隊を形成し之に騎砲の二ヶ中隊を加へて分遣せんとす先任聯隊の故と以て十一聯隊の故參少佐西山敏氏之が總指揮官たり

◎式の順序

各國軍隊の其以前を以て各箇宮城の南正門なる大清門外に集合し午前九時二十一發の號砲を相圖に露日英米獨佛埃伊の順序に依り自念の隊形を以て大清門を入り清華宮前を殿様に沿ふて右折し北正門なる神武門を出で終る之が總指揮官の露國の

◎分列式の壯觀

平和を以て現世紀と送り平和を以て新世紀を迎る佛國巴里の大博覽會の今正に歐洲の中央に開設せらるると同時に又非平和を以て新舊世紀と送迎する此の清國北京の大博覽會が東洋の一方に演ぜらるるの抑も亦奇なりといふべし

五千人以上の各國軍隊の孰も戦に臨みし

當日の意氣(或は其以上の意氣)を以て交戦國の皇城に臨み啗院たる音樂の響と共に歩武肅々隊伍整々露國の八列(八列なる隊形なし想ふに分隊縱隊か)なりし外、四列側面行進を執り騎兵の隊、歩兵の銃、相交て銀麻水葦、赤き白き黄色碧色茶褐色なる帽子の團々たるを相映して約一二萬

三千米突の錦繡を曳き金瓦

露(實際宮城の瓦は皆黄金色を帯と)畫に見たる龍宮城の如き十數の内門を過ぐる様眞に是一代の偉觀といふの外おかり

◎露國兵と日本兵

露國兵の流石に大國兵の風あり日本兵の遺憾ながら小國兵の風あり、露國兵の身長六尺を抜き其銃劍も二尺より長く銃の五連發のモーゼルにして重量約三貫五百目其帽子の底なくして只徽章の正面にあるのみなるを以て横に冠りたるあり甚しき全く顛倒して後向きに歩む其服の著しく寛濶にし

印度の騎兵

日本の白、色々あれども最も其服裝の美事ありし印度の騎兵なるべし足に赤草の尖端の如き鞞同色のゲートルを穿ち手首に銀色の腕輪をはめて六尺に近き身長の瘦枯れたるに適合せる七尺餘の長鎗を執り濃茶褐色の服裝の例の如く黒き其身体の色と配合の妙とあし殊に其肩章の銀モール我海軍士官の其に似たると頭上に巻上げたる赤き黄色なる色々の布の端を二尺餘も長く背後に垂れたると一層の美觀を添えたり之に反して最も見すばらしかりし我日本兵なるべし、故らに其見をばらしきを説くを要せず其身長例に依て五尺左右上部に比して下肢の不釣合に短き洋服を着て殊に不恰好に其日常尙且餘り汗へざる所謂澤庵色の顔の幾日の征戦に汚れて占澤庵色ををし其服裝の白き斑らに汗れて茶色なる所鼠色ある所薄襪さといふ計りなし、之を以て印度兵の前に來る相反映して層一層を加ふ而かも勇武殆んど比なきもの彼に非せして此に在るを思へば一種悲

◎美事なるもの

見すばらしきもの

佛蘭西の淺黄、獨逸英吉利亞米利加の樺、露西亞

◎美事なるもの

見すばらしきもの

佛蘭西の淺黄、獨逸英吉利亞米利加の樺、露西亞

壯の感慨なくんばあらざ

◎兵士間の露佛同盟

盟と日英米同盟

一の大國民の露國兵一の感情の兒の佛國兵其意を發表するに大膽なるの遠慮勝なる日

本兵の目より見て誠に驚くべきものあり、

分列式の際にも先頭に立ちし露國兵の神武門を出でたる後路傍に併列して各國軍の通過せるを見物し居りしが佛國兵の來ると見るや皆一様に隊伍を離れ三々五々佛兵を取圍みて手を握り肩を駢べ互に露佛間親密の意と表して傍人なきが若し、流石にジミにして感情に堅き英國兵も餘りの所業に見棄て難くやありけん日米の兵を誘ふて特に歸路を景山下に廻り米國兵の露營地に入りて同時に休憩し暗に露佛に對して又日英米親密の態を表したり

◎世界最大傷心の事

世界の壯觀のやがて又世界の慘事なり、四百餘州

世界の壯觀も世界の慘事も見られ、又世界滑稽の一なり、無意味なる滑稽も其世界に係るに至り始めて傳ふべきあり、分列式に如何なる点より見る

も我日本軍こそ先頭に進むべかりし筈にて先頭に立つもの

又其の總指揮官を出せべき筈なりしに無邪氣ある

露國兵の内心甚た之を喜ばざる種々運動の末遂に某國に依頼して先頭に

日本軍を出し其總指揮官を露國軍に譲られたしと交渉し來りしも日本軍の全く此の如きことに意味を持つの意をければ一に小供らしき露國の歡心と満足せしむるが爲めと一と御易い

事といはばかりに先頭も總指揮

官をも並せて露軍に與へ

たりと聞く、日本に觀兵式の大將軍なる綽名を得て激怒せし宰相あり世界に又殊に力めて此觀兵式に大將軍たらんとする大國あり思へば世

十八省の君王外國文明の壓迫に堪へず萬乘の尊を以て其居を棄て江湖に蒙塵し翠華搖々行く處を知らそ、皇城の池園舊に依り景山の松柏三池の運主あるの往時に異ならそと雖も内苑紫駢綠眼の兒の蹂躪せる所とありて黄昏胡騎城に滿つ豈に悲しからそや列國軍の内苑を過る際門側毎に數人の侍從と三四十人の近衛騎兵とあり、之皆纒に捕虜とな

ると免れて内廷の守備に充るを許されしもの、冠錦袍裝の例の如くケバくしと雖も各人皆情として力なきが如く流石の清人も多

少の感慨やありけん面を垂れて一人の列國軍を見

んとするものなし、由來世界の

文明の幾多の良民を殺し幾多の國家を亡して結果又其蒼生と文明の蒼生と併せて之を塗炭に措く清國の今日の此悲劇の一齣と見るべきなり

◎世界の滑稽

(露兵の小供心と他の我の顔)

界の存外に廣きものあり、先頭を譲られ總指揮官に任せられ如何にも嬉しげに測歩する大男と燦爛たる服飾と爲して得意満面たる印度の大男との間にウズ襪と小男の之の唯人並の顔を

をしてシツ／＼と練行くを、この後に續く各國の白き赤き青き色々の服裝をしたるが皆孰も我の顔に同じ様に進行せる態、

誠に見事なる世界のホンチなり、殊に其最もウズ襪と小男と他の凡ての我の顔なる

大男達よりも今日の分列式に最大なる功勳ありて他の總ての全く御相伴なりしと考ふるに至て其滑稽の尙一層の味と加ふるなり



西公使夫人の籠城談

(小倉丸の甲板に於て)

この西公使夫人が橋原書記官夫人、中川一等軍醫等とともに小倉丸に乗りて大沽より門司に歸様の途上、同く小倉丸に便搭せし我社友某に語りし處なり、船中匆忙の際誤謬無きを保せ定責の悉く筆者即ち社友某にあり
公使夫人其貌清麗鶴の如く、長日月の間苦辛を重し痕ありくと眉目の中に現れ、殊に病後の營養未だ完がらでや實に楚々衣にも堪へぬ風情ありしが、甲板上の長椅子に横はり、北京籠城中の恐ろしきととも繰り返していと徐ろに物語られぬ、打ち見たる處州歳前後にもやわらん、沈黙寡言物靜かなる質と見受けぬ、談話の予(社友)が夫人の病状を問ひし挨拶より始めり
エ、有難う御座います、一時の中川さんさんども大層御心配下せつた程ださうですが、お蔭でもう

それに馬が鉄砲に撃れて鳴く聲を聞たり、肉のまだ温くてビクリビクリと動くのを料理するのを見ましての猶の事ね……、だけれど後にそんな事もいつて居られませんでした、**妾も永らく**

お馬のソツプを載て居り
ました他は滋養物を申してはほどに何も

あいでとからね、
西洋の婦人の平素でも活潑でとが、騒動の最中にも一体に元氣で御座いました、中に亞米利加公使のお嬢さんのやうに聯合野戦病院の有志看護婦になつて居る人も多くありませぬ、それから一番皆が驚きましたのハハンガー(?)ホテルの主婦で、ホテルの客が英吉利公使館に参つて居てそれに食料を運ぶ爲に毎日々々自分の處から馬車に乗

て公使館へ来るのですね、**其馬車にハ**
亞鉛板で圍をいて小銃の
丸を防ぎ自分の小銃を擔いで其中に座て居てどんな激しい攻撃のある時でも平氣で時間を

餘程良い方で……でもまだ長く臥つて居たものでそれから足が充分でありませぬので、こんな失禮を致して居ります、妾のうちに参りませぬ、からせうも肺が腫れませぬでして、騒動の起りませ以前よりズット岸にはかり就て居たのでありませぬから、精しい事一向存じませぬ、あの騒が大分烈しくなつて多分六月の廿二日と覺えませぬ……他の奥さん方と共に下女なども一緒に皆英吉利公使館に参りました……英吉利公使館へ参つた日本の婦人でせよ、左様、石井さん橋原さん中川さんそれから小川工學士の奥さんと妾とで都合五人別に理髪師のかみさんと看護婦とが一人、下婢なども總て二十人も居たで御座います、
食物も最初の中、英吉利公使館やロバートハートさんなどの家に落へてあるものを載て居たので、其も暫してあくあつたので後に皆さんの食料の爲に乗馬を日に二頭宛屠るとにありました、乗馬の總べて七十頭も殺したさうで後に英吉利公使の愛馬までも食べたのださうで御座います、馬だと知りませぬ何うも戴かれませぬでしてね、

も違へばに公使館に来て居たさうで、此主婦の後に戦闘員の足りなくなつた時、進んで義勇兵のやうなものになつて、銃剣がないものでそれから銃の端に西洋の出刃庖丁を結び付けて戦線に出て銃眼の處まで進んださうで、妾共でもどう

ぜ一通の覺悟の極て居り
ましたから身体さへ動いたなら少し位

の御用も出来たのでしやうけれど、病身もの何につけても不仕合せで非常に残念に思つて居りました
公使も其事を申しまして妾さへ病氣でないならこんな**自分の國の公使館を**

出て外國の公使館に来る
のでいふといつて居りました、それでも公使の始終公使館へ歸つて居りまして後に只一人で公使館に寝泊りをした程です、日本の公使館の餘程危険で小銃の丸の塵飛んで來るし現に公使が書齋で本を讀んで居る時に扉一つ隔てた隣室に大砲の丸が來て破裂した程でしたから、柴さ

なんども大層御心配なすつて餘程御止になつた
けれど矢張り氣にあると見えまして常に日本公使
館に歸て居て折々哨兵線などを見廻る者でそから
柴さんから嚴しく叱られたそうで御座います
前にも申しました通り西洋の婦人の大層活潑な
も御座いましたけれど、何分多中ですから又中
に日本人の眼から見ると可笑しい様子のもあり
ましたさうです、それの敵の攻撃のない時の少し
も平日と變らぬに庭へ出て御亭主さんや小供等と
一緒に遊んで居て顔色も平常と違はない程大膽で
ありませが、少し砲聲でも烈しくなるとさア大變
その御亭主さんと捕へて居て放さぬ大きな聲を
してゞゞをこねるので御座います、さうしても日
本との風俗や習慣が變て居て感情を發表するの
大膽だからで御座いますね、おしあべて申しま
そると西洋の婦人の日本人などよりも飛放れて活
潑なのもあると共に、日本人の眼から見ると如何
はしいのもあつたやうに噂さ致します、日本の婦
人にとりて西洋の人と比べて決してキツクもあり
ませんでしたがうけれど仕合な事に日本人の感情

を抑制して發表しないといふ事に慣れて居りま
そので大した不體裁もなかつたの誠結構など
だと思つて居ります
今年に妾共で廻合せの悪い年だと見えまして北
京に参りませと夫婦交る代る病氣に罹りませし、
其上思ひも懸けぬこんを騒動に遭遇しました上に本
國に置て参りました兄の分十五にまでなつて此
春迄なつて仕舞ひました、妾共が清國に参りま
す時の餘程丈夫で井上さんどこの時習舎に居て學
習院に通つて居たので御座いました、人の命を申
そのの一向解りませんもので死ぬかんとどん夢
にも思はぬ子供に亡くありましてどうせ
死ぬと極つて居た妾共の
却て無事に還るとにありました、小供の
只二人つかりで残りの一人の今年やつと三つにな
る女で、思へばほんとに心細う御座いますよ、
もうこの世に居ない事によく解つて居りませてもな
んだかまだ生きて居るやうにも思はれまして、こ
の船が横濱へ着きますと、清國へ参りませ時の様

に横濱の埠頭場へ迎へに出て居りせぬかなど
思ひましてね、でも御一緒に公使館に居た方の中
にの檜原さん始め義勇隊や陸戦隊の人の中にも誠
に御氣の毒なのが多いので御座いますから、之を
思ひますと親の傍でなくとも病氣で疊の上で死
んだ子にいくら幸だか知れないと諦めるので御座
います
妾の船に餘程弱い方で御座います、身体が今
に充分でありませんから矢張都合さへよければ此
處から横濱まで船で参る心算で御座います

に横濱の埠頭場へ迎へに出て居りせぬかなど
思ひましてね、でも御一緒に公使館に居た方の中
にの檜原さん始め義勇隊や陸戦隊の人の中にも誠
に御氣の毒なのが多いので御座いますから、之を
思ひますと親の傍でなくとも病氣で疊の上で死
んだ子にいくら幸だか知れないと諦めるので御座
います
妾の船に餘程弱い方で御座います、身体が今
に充分でありませんから矢張都合さへよければ此
處から横濱まで船で参る心算で御座います

おのれを人の心をしりて
いふを同好しなる所の
をこそ同好すといふは
ことごとくとゆへなる
十二の如くの人

明治ノ初年、故輔相三條實美ニ修史總裁ヲ命ジ給ヒ、勅語ヲ賜フ、其ノ後
 内閣ニ修史局ヲ置カレシヨリ、今ノ東京帝國大學文科大學史料編纂掛
 ニ至ルマデ、其ノ間時ニ隆替ナキニ非ズ、方針ニモ亦變更ヲ來シタリト
 雖、事業ノ進歩ハ歲月ト共ニ長シ、古文書、古記録、古圖畫ヲ始メ、歴史ノ
 材料ヲ蒐集シタルコト頗ル多ク、之ヲ編纂シタルモノマタ少シトセズ、
 今ヤ益ス材料ヲ蒐集シ、修正ヲ加ヘ、其ノ成ルニ從ヒ、大日本史料、及ビ大
 日本古文書ノ名ヲ以テ公行セントス、抑モ全國ニ散在セル、文書記録ノ
 類ヲ始メトシ、無數ノ材料ヲ搜索シテ、之ヲ編纂整理シ、之ヲ出版公行ス
 ルハ、一ノ大事業ニシテ、之ニ要スル信用、勞力及ビ資本ハ、到底一個人
 ノ企テ及ビ難キモノアリ、故ニ、國家風ニ此ノ事業ヲ起シ、既ニ、國史ノ研
 究及ビ編述ノ基礎ヲ置キ、又歴史教育ノ資料ヲ具ヘタリ、之ヲ咀嚼消化
 シテ、政治史ナリ、戰鬪史ナリ、文明史ナリ、實業史ナリ、一部ノ史書ヲ作
 ルコトハ、個人ガ各自ノ見識ニ據リ、其ノ好ム所ニ從ヒテ著作スルヲ待

事業ノ沿革及
出版ノ趣意

大日本古文書

大日本史料

第六帖 大日本史料の巻 歴史の巻

大日本史料ハ、上ハ六國史ニ接シ、王政維新ニ至ルマデ、社會ノ各方面ニ
起リシ事件ヲ、年月日ヲ逐ヒテ掲記シ、各事件ノ下ニ、之ニ關スル材料、
即チ日記、舊記、文書等ヲ始メトシ、隨筆雜著ニ至ルマデヲ、原文ノ儘ニ
排列シタルモノニシテ、圖畫ノ徵證スベキモノハ、之ヲ撮影シテ挿入
セリ、材料ノ正確ヲ旨トスト雖モ、マタ濫リニ私見ヲ立テ、取捨スル
コトヲセズ、其ノ稍ヤ疑ハシキモノモ、參考又ハ異説トシテ之ヲ存録
ス、而シテ每冊ノ尾ニハ索引ヲ附シタリ、

大日本史料

タントス、

大日本古文書

出版ノ順序

大日本史料ハ、浩翰ナル者ナルニ由リ、時代ヲ分チ、修正ノ成ルニ從ヒ出
板セントス、而シテ第一冊ハ、後醍醐天皇元弘三年五月二十三日ヨリ

始マリタル分、(豫定第六編ノ一ノ卷ニシテ、即建武中興ノ條)第二冊
ハ、後陽成天皇慶長八年二月十二日ヨリ始マリタル分、(豫定第十二編
ノ一ノ卷ニシテ、即江戸幕府開始ノ條)トシ、以下漸次各時代ニ及ボサ
ントス、

大日本古文書ハ、奈良時代ノ者ヨリ始メ、順次年代ヲ逐ヒテ印行セント
ス、

東京帝國大學文科大學

史料編纂掛

明治三十三年七月

別紙、大日本史料、及ビ大日本古文書ノ見本ハ、印刷ノ體裁、及ビ用
紙ノ品質ヲ示スニ止マリ、記載ノ事件ハ、每頁異ナレリ、

大日本史料ハ、上ハ六國史ニ接シ、王政維新ニ至ルマデ、社會ノ各方面ニ
起リシ事件ヲ、年月日ヲ逐ヒテ掲記シ、各事件ノ下ニ、之ニ關スル材料、
即チ日記、舊記、文書等ヲ始メトシ、隨筆雜著ニ至ルマデヲ、原文ノ儘ニ
排列シタルモノニシテ、圖畫ノ徵證スベキモノハ、之ヲ撮影シテ挿入
セリ、材料ノ正確ヲ旨トスト雖モ、マタ濫リニ私見ヲ立テ、取捨スル
コトヲセズ、其ノ稍ヤ疑ハシキモノモ、參考又ハ異説トシテ之ヲ存録
ス、而シテ每冊ノ尾ニハ索引ヲ附シタリ、

大日本史 第六編之一 後醍醐天皇

大日本史 第六編之一

後醍醐天皇

元弘三年癸酉

五月 癸巳朔

二十五日 少貳貞經、大友貞宗、島津貞久、兵ヲ合セテ、九州探題北條英時ヲ博多ニ攻ム、英時自殺ス、

〔宗像文書〕

子爵松平和雄所藏

依武藏修理亮英時誅伐事、肥前國時氣保地頭宗像六郎三郎氏勝子息土都丸馳參付于御著到候畢、以此旨可有御披露候。

元弘三年六月二日

氏勝子息土都丸

進上 御奉行所

承了 (大友貞宗) 沙彌花押

〔薩藩舊記〕

前集十二

島津式部孫五郎宗久法師法名道慶謹言上、欲早被經御奏聞、浴恩賞、施弓箭面目、

元弘三年五月二十五日

九州探題 滅亡

元弘三年五月二十五日

千壽王鎌倉ヲ鎮ス
元弘三年五月是月
是月、足利高氏、細川和氏等ヲ遣リ、關東ヲ定メシム、和氏等、高氏ノ子千壽王ヲ輔ケテ鎌倉ヲ鎮ス、

〔梅松論〕上 扱も關東誅伐の事ハ、義貞朝臣其功をなす所に、いか、有け

心、義詮の御所四歳の御時、大將として御こゝに召れて、義貞と御同道にて關東御退治以後ハ、二階堂の別當坊に御座有りに、諸將悉く四歳の若君に屬し奉り、こゝろめでたけれ、是實ハ將軍にて、永く万年御座有へき瑞相と云人申ける爰ハ、京都より細川阿波守、舍弟源藏人掃部介、兄弟三人關東追討の爲に差下さる、所に路次にをいて關東ハ滅亡のよ、聞え有けれども、猶々下向せらる、かくて若君を輔佐し奉るといへども、鎌倉中連日空騒いで、世上穩かならざる間、和氏頼春師氏、兄弟三人、義貞此宿所に向て、事の子細を問尋て、勝負を決せんとせられけるに依て、義貞野心を存せざるよ、起請文を以陳し申されし間、せいひつす、其後一族悉く上洛有ける、

〔太平記〕十四〇 尊氏義貞確執 去元弘ノ初、義貞鎌倉ヲ攻亡シテ、功諸人ニ勝レタリシカハ、東國ノ武士共ハ、皆我下ヨリ立ヘシト思ハレケル處ニ、尊氏卿ノ二男千壽王殿三歳ヲ推スニ、此年四歳ナリニ成給ヒシカ、軍散

二十六日、南禪寺ヲ以テ五山ノ第一ト爲ス、
〔諸五山十刹住持籍〕 南禪寺 第十三、明極禪師、〇 建武元年正月二十六日後醍醐院勅本寺爲五山第一、

〔南禪寺文書〕城山 太政官符、南禪寺、〇 中右得當寺住持沙門疎石去二月日、奏狀、僞當寺者龜山

法皇、革皇居成佛閣、勸淑志、興祖宗、締構既邁尋常、尊崇亦無等匹、仍被降天澤廣大之宸翰、永令備寺領安全之龜鑑、今又賜五山取頂之綸旨、彌奉祈万歲康寧之洪基者也、〇 下略、全文ハ二年四月、
修理東大寺大佛長官正四位下行左大史小槻宿禰花押、
從四位上行左少辨藤原朝臣花押、
建武二年四月二十二日

〔明極錄〕住南禪寺語錄 〇 恩降聖旨、遷南禪十刹位、居五山之上、特爲謝恩、上堂、一道皇恩下翠微、如登雲步上天梯、一程直到五峰頂、俯視諸方崑崙低、佛之與祖笑掀眉、草木叢林盡發輝、只此迥超今古句、万年千歲謝無私、復說偈云、南禪不此舊南禪、超出建長圓覺先、寺宇闢開莊產富、廣安禪衲祝堯年、
建武元年正月二十六日

才六帖 千壽王の事 智光の事

是月、幕府、諸大名ニ課シテ江戸ノ坊市ヲ經營セシメ、始メテ日本橋ヲ架ス、

江戸坊市

慶長八年二月是月

是月、幕府、諸大名ニ課シテ江戸ノ坊市ヲ經營セシメ、始メテ日本橋ヲ架ス、

〔當代記〕

此頃○ニ自諸國武州江戸へ千斛ニ一人宛役人下ル、町々名付テ

町場普請ト也、○創業記略同ジ、但シ町々

〔慶長見聞録案紙〕

二月十二日、此比諸國ヨリ江戸に千石ニ壹人宛役之者

下リ、町中ニ國名書付町場請取普請爲之、○慶長見聞

書之ニ同ジ、

〔細川家記〕

慶長八年癸卯正月御のほり、伏見に御出被成候今年江

戸御舟入被仰付候に付、諸大名も千石高に夫一人を出さる、是を千石夫と

云、忠興君よりハ、鳴海丹後小谷又右衛門、其太郎兵衛奉行に被仰付、此三

人千石夫を召連、早々罷越相勤候、但貳万石より下の衆ハ、本役にて伏見の

石垣普請被仰付候、

四日、忠利君へ被進候御書、○消息ニハ廿日トアリ、然ルニ此處ニ四日トス、

已上

態人を下申候、

一我々など其地之御普請被仰付に付、榑式部岡太郎右、鶴兵庫三人へ被申

千石夫

宇喜多秀家配流

二日、宇喜多秀家逃レテ薩摩ニ在リ、是日、幕府、島津忠恒ノ請ヲ允シ、秀家ノ死ヲ宥シテ駿河ノ久能ニ移シ、尋テ八丈島ニ流ス、

〔前田文書〕

事林明證

態呈一翰候、備前前之中納言、不意此國へ被走入候間、不及了簡抱置候而、公

儀へ致披露種々御佗雖申候、於手前者事不濟候間、抛一命爲御佗被罷上候、

一旦之罪者雖無遁候、哀以廣大之御慈悲、遠島遠國之端へ成共、命斗被助置

候様に、御前之御償偏所仰候去春此旨爲可頼存用、愚書候處、彼使不慮に令

遠行候故、相達候とも不存候彼方へ連々何之子細も無御座候間、爲拙者雖

非所氣遣申候、一度被相頼候條、於御許容者可爲面目候、本多上州、山口勘兵

衛尉殿へも申入候間、被仰談御入魂、此時候、恐惶謹言、

薩摩少將

八月廿日

免長老 寺承兌

衣鉢閣下

〔進藤文書〕

楓軒文書 纂所收

慶長八年九月二日

才六帖 才六帖の巻

武田信玄自筆願文 甲斐小佐野 勝平支書

慶長十年六月十五日

千人切

十五日^{午戌}京都ニ辻切ヲ爲ス者アリ、所司代板倉勝重市中ヲ巡視シ、又武家傳奏ニ牒シテ、堂上諸家ヲ檢察セシム、

〔時慶卿記〕六月十五日、天晴、暑、又涼風來、^略○中千人切仕者三人被召取指ヲモキ被渡由也、雖然猶不止、

辻切

十六日、天晴、板倉伊賀守自身京中夜廻由也、辻切政道ノ爲也、

十七日、天晴、暑、此中一也、從板倉伊賀守傳奏へ被申渡趣、兩人ニテ被相觸辻切ニ付而、不審成者召仕間敷事付夜行ノ事等也、

〔言經卿記〕六月十六日己未、天晴、廣橋勘修寺兩人ヨリ使有之板倉書狀如此之由也、

以上

態致啓上候、此比其許於御近邊致辻斬之由候、就其方々堅申付候御所方、御公家衆御内之者共、能々御改可被仰付候、殊相撲取なと御抱之由候條、加様之者御穿鑿尤存候、於御前右之通御沙汰候條、如此申入候、町中之儀者堅申付候得共、其外六丁町之内、一向不相届候條、急度可被仰付候、猶速水左衛門大夫殿、立入河内殿へ申渡候、此旨可得御意候、恐惶謹言、

武田信玄自筆願文 甲斐小佐野 勝平支書

小川一惠 抄寫

奉納淺間大菩薩御寶前

才六帖 本堂の事 智恵の事

注切

〔時慶卿記〕

六月十五日天晴暑又涼風來。○中千人切仕者三人被召取指ヲ
毛手被渡由也雖然猶不止。

十六日天晴板倉伊賀守自身京中夜廻由也。辻切政道ノ爲也。
十七日天晴暑此中一也。從板倉伊賀守傳奏へ被申渡趣兩人ニテ被相觸辻
切ニ付而不審成者召仕間敷事付夜行ノ事等也。

〔言經卿記〕 六月十六日己未天晴廣橋勸修寺兩人ヨリ使有之板倉書狀如
此之由也。

以上

態致啓上候此比其許於御近邊致辻斬之由候就其方々堅申付候御所方
御公家衆御内之者共能々御改可被仰付候殊相撲取む御抱之由候條
加様之者御穿鑿尤存候於御前右之通御沙汰候條如此申入候町中之儀
者堅申付候得共其外六丁町之内一向不相届候條急度可被仰付候猶速
水左衛門大夫殿立入河内殿へ申渡候此旨可得御意候恐惶謹言。

武田信玄自筆願文甲斐小住野
永平文書

武田信玄自筆願文

信玄息女北条氏政簾中也今時當妊
懷之氣候来六七月之頃托胎必然歟
臨厥期而産平安子女共無毫末
之禍機者歸富士淺間之神功
若夫禱祝不空於中宮之室集一
百象之奈門而令讀誦法華經
王加之可奉納神駒矣感應之
一件刻日竢之仍願狀敬白

永祿九丙寅年五月吉日

德榮軒
信玄

奉納淺間大菩薩御寶前

孝謙天皇天平寶字元年十二月二十二日

大日本古文書 卷之

孝謙天皇天平寶字元年

○越前國使等解文正倉院文書

越前國使等解 申請司裁事、

合坂井郡桑原三宅收納稻事、

獲稻不足

以前、今年秋節雨風頻起、所佃之田悉皆萎枯、收穫之稻雖有數、員不愜其實、一束春米四升以下三升以上矣、仍不便春舉、僅須人功并買雜物直、預注事狀、謹請司裁、謹解、

天平寶字元年十二月廿二日

越前史生安都宿禰雄足

判狀、

司未勘知彼土之利宜、使與領等、共量利害、施行、

天平寶字元年十二月二十二日

孝謙天皇天平寶字元年十二月二十二日

天平實字三年八月五日

天平實字三年八月五日

○筑前國政所牒筑前觀音寺文書
小杉樞村所藏
國政所牒 觀世音寺三綱

合奴婢伍人婢三人
奴二人

奴久佐磨年卅八

奴種守年十七

奴多利磨年十六

婢宅賣年卅六

婢小黑賣年七宅賣之女誤
脫漏帳今追附帳

價稻肆仟陸佰束

直稻壹仟貳佰束准銀卅兩

直稻玖佰束准銀廿二兩半

直稻玖佰束准銀廿二兩半

直稻壹仟束准銀廿五兩

直稻陸佰束准銀十五兩

以前得部内早良郡司去七月廿二日解、得部内額田郷屋三家連豐繼申
狀云、已父息島、別當觀世音寺之稻、損失捌仟貳佰參拾束、今息島交死、不
堪備稻、仍男豐繼、母早良勝飯持賣等二人、上件奴婢且報進寺家者、郡依申
狀勘所、申事是有實、仍除本籍、謹請處分者、政所依申狀具狀、故牒、
天平實字三年八月五日 史生從八位上額田部連君万呂

○石原基俊借用證文備前本蓮
寺文書

借用申御料足之事

合拾貫文者每月百文別
四文字也

右之御料足ハ、依有用要かり申處實也、置申實也、爲貞名ちつほ一
町也、來年十月中に、本利ともに返辨可申候、若無沙汰申候ハ、永代とら
れ可申候、其時一言子細不可申候、若天下一同御德政行候とも、不可有其
儀候、此天下一同の德政行候共と申文言ハ、とくせいといてやふれ候中
とも、これハ別而申合候間、不可有其儀候、正税さいハ貳貫五百文、本所半はん
せい濟へ御沙汰候、其外ハたんせん段までにて候、仍爲後日如件、

石原小三郎

基俊(花押)

文明拾參年辛八月一日
石原治部殿

參る

文明十三年八月一日

才六帖 才六帖 才六帖

四文字 德政

水に流る大木の如く、さきめきなる姿を
鏡に写せば、蛇をまき魚をまきのほふらむとい
てや、年飼の仲の鈴のまきも三ておん吃と橋
の上も遊ばしもおかしく、日元極まらるる世
の甘き生るる榎森が若くは魂のやうに地を
受け出でし思ひき丹及、此種陸まらる
致とらるるこ世にまきめきも風情あり

オナヒ船まきののき 月夜
日影もかゝる常磐子を画しとさ 龍縁の
湯の正しあふき後を鏡に出せば、蛇をさ
押るの浮紙はおかしき樂をも奏するも
小はらつ流ぬる後やしきまきめきをあら

おけぬ味をひきせしめしき船中つれくの如く
信にまきを看するもさき後を鏡に出せば、蛇をさ
らんはらつ入の船とまきしきまきめきをあら
まきしき

○程そのまき地をひき、向かいまきまきのあり
昔し曹洞宗の一大名高き世山、徳高の二彦
の海の中へ行くまき中、面高丸おさみるまきしき
川端の年わりのまきふた内たてしきまき徳高
海のまきまきまきのまきまきの川を流りけしき世
山とまきをまきまきのまきまきの徳高のちか
まきまきしき大まきめんとせしき徳高をまき
まきまきまきまきまきのまきまきをあら

三つとも文をのりて解衆をくくう奇作
るすまゝとてある摩車の用事あり

達磨のしま附を云て揚子江を流るる諸
古貝の甚多きを折て梁の圓を云ん入曰く
等一枚を折て揚子江を流り梁を云ん
と恭崇之を疾く曰ふ甚多きを折て経ち
河航せしるる悦も板杯流瀬中初の
木杯竹葉を乗して江を過ぎしと似たり
然れども所謂木杯竹葉とるる奇を固
らば木杯と竹葉とを非すと一程の上通
搬具として用ひてる志を指すとせば

達磨の以て江を流りしといふ甚多きを亦
固らば一程の上通搬具あり人の目も大
ち亦之の奇異なるを云んは所謂
舟に置ける甚多きを乗して江を流るる
奇作ありんや

南天竺の舟も支那人の奇作なりしと
所謂舟船 (Chin. Chee junk) 支那人の目と
は云てしるるは甚多きを乗して揚子
江を流るる舟なり南天竺の
舟も舟に置ける舟なりしと云はるは
舟の奇作なりしと云はるは甚多きを
のありしとせしめんと支那の所謂甚多

○此經とは梵語の禪那の那の字を漢字
にして之を云ひ禪とは静意と云ふ義なり即ち
すけりて物静るに由りてはるる事小意味なり但
しすけりては限らざる修りて静るは心と云ふも禪
行くも静養心喫飯採薪後亦意を静る事
ひさしと云ふ事なりと云ふゆかりありて事と
場とんちと云ふ事と角大踏圓阿の証つと云ふ

○ノルスアメリカレボエー
此の書も見るを徹し伊藤を
大隈を二十餘年其の論文を
夫之れを英譯し其の條の條
多りののりいふんしと
路ししお四子ある其書を
此の書も見るを徹し伊藤を
大隈を二十餘年其の論文を
夫之れを英譯し其の條の條
多りののりいふんしと
路ししお四子ある其書を
此の書も見るを徹し伊藤を
大隈を二十餘年其の論文を
夫之れを英譯し其の條の條
多りののりいふんしと
路ししお四子ある其書を

并方日の後内支側は在つて
と云つたことハお分りな
せしむるを此書と云ふこと
此書も見るを徹し伊藤を
大隈を二十餘年其の論文を
夫之れを英譯し其の條の條
多りののりいふんしと
路ししお四子ある其書を

○伊藤の書を難きと云つた
あう生かすあう活かす
同級生もこれらお分りな
此の書も見るを徹し伊藤を
大隈を二十餘年其の論文を
夫之れを英譯し其の條の條
多りののりいふんしと
路ししお四子ある其書を

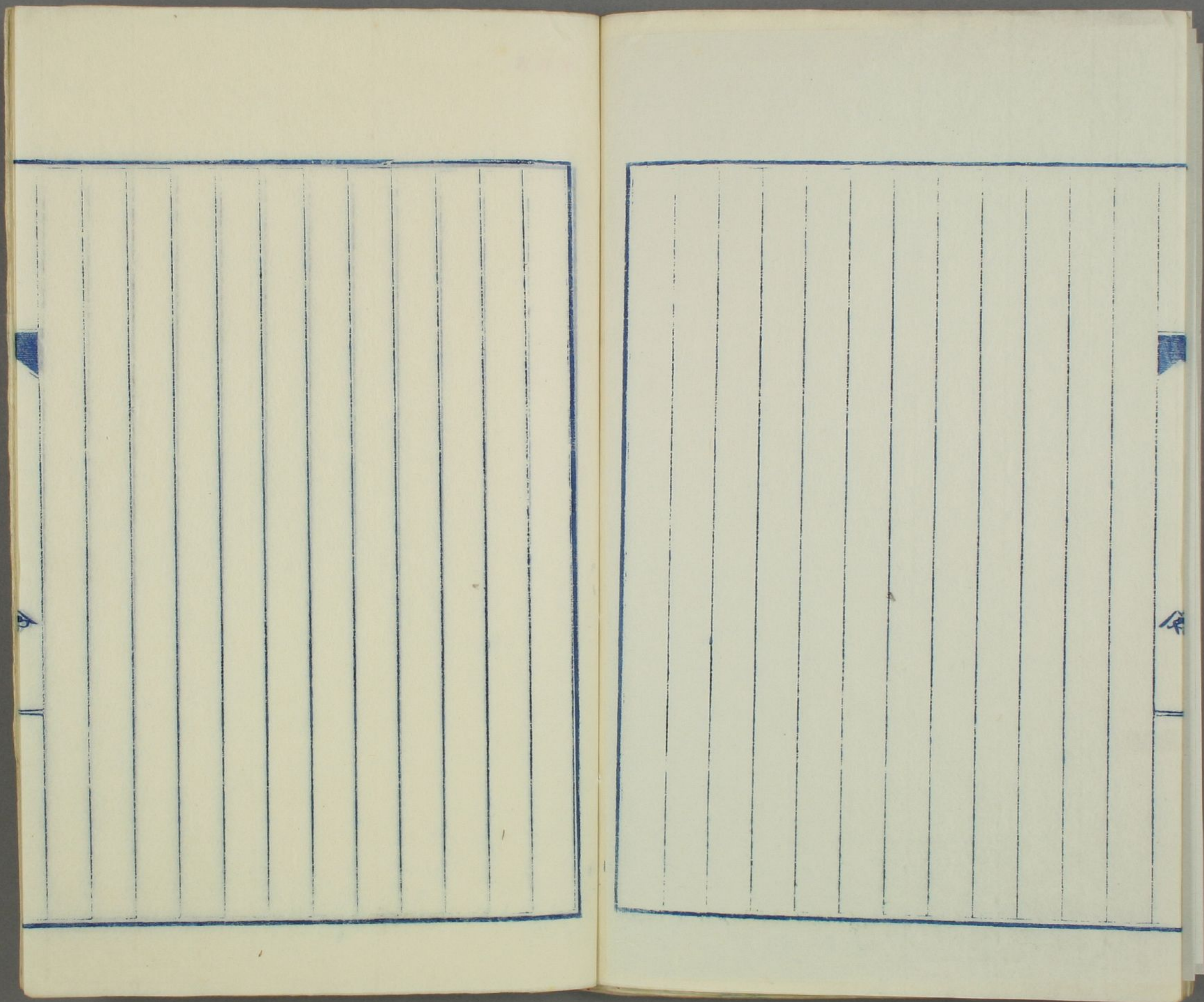
交り事のめりた十〜廿ん
流を賜つたり
令詞を賜つたり
ありしと
而しと此の備を心つたり
云いしと
も支那報解の四王の勅
しつと
十月廿下

○此中交際
イカラーの二
心機一轉

の度我
めりし
○同
中
しつと
流
お
そ

○志賀の地理をナアカジリの記をよむは
諸子のまを合ひせしむる胎胎を地理を
とし諸めは日つ味をあらわし地理を
後をとも問もどくけびアテもつた
あ

○地次一向宗の所謂清文亭の印をよ
き帖外の清文亭の辨を抜き之を板
ししを帖内文亭とていふ漏れを
とる(文亭)を集めて字を
きりしを一向宗
まを二文亭とていふ
がわらう



白河三十三
月上一院
起草

寸身博学人